

この現場で働く皆さまへ

この工事には
世田谷区公契約条例による
1人工あたりの**最低額**が
定められています！



ご自身の賃金が下限額を下回っていないかご確認ください!!

※世田谷区公契約条例では賃金の下限(最低)とすべき額を定めており、「労働報酬下限額」と呼んでいます。

労働報酬下限額一覧(1日あたり(8時間)に換算した金額) [労働報酬下限額: 令和5年3月告示]

号	職種	下限額	号	職種	下限額	号	職種	下限額
1	特殊作業員	22,696円	20	トンネル作業員	22,872円	39	板金工	26,096円
2	普通作業員	20,320円	21	トンネル世話役	31,032円	41	サッシ工	24,656円
3	軽作業員	14,280円	22	橋りょう特殊工	26,776円	43	内装工	25,336円
4	造園工	20,232円	23	橋りょう塗装工	26,608円	44	ガラス工	24,400円
5	法面工	25,760円	24	橋りょう世話役	31,368円	46	ダクト工	22,016円
6	とび工	25,416円	25	土木一般世話役	24,568円	47	保温工	21,336円
7	石工	25,160円	26	高級船員	28,392円	49	設備機械工	21,592円
8	ブロック工	23,464円	27	普通船員	22,528円	50	交通誘導員A	15,216円
9	電工	24,480円	28	潜水士	38,512円	51	交通誘導員B	13,176円
10	鉄筋工	24,656円	29	潜水連絡員	27,968円	第1号から第51号までに該当の労働者 であっても、事業者が労働者等との 合意の下で見習い又は手元等の未熟練 労働者と判断する者及び年金等の受給 のために賃金を調整している者 11,760円		
11	鉄骨工	22,528円	30	潜水送気員	27,200円			
12	塗装工	26,608円	31	山林砂防工	24,656円			
13	溶接工	27,544円	32	軌道工	44,288円			
14	運転手(特殊)	23,552円	33	型わく工	23,376円			
15	運転手(一般)	19,040円	34	大工	23,464円			
16	潜かん工	27,288円	35	左官	25,080円			
17	潜かん世話役	33,920円	36	配管工	21,848円			
18	さく岩工	28,904円	37	はつり工	23,208円			
19	トンネル特殊工	26,352円	38	防水工	27,880円			
						上記以外の職種 9,840円		

※労働報酬下限額は、国土交通省が示す公共工事設計労務単価を基に設定しています。

世田谷区公契約条例とは？

世田谷区と事業者が結ぶ契約(公契約)に関する基本方針を定めたもので、適正な入札手続きを実施し、労働者の適正な労働条件の確保、事業者の経営環境の改善等を通じて、区民福祉の向上を図ることを目的とした条例です。

現場の労働条件を確認するには？

世田谷区ではチェックシートにより、労働条件を確認しています。このチェックシートは事業者・労働者をはじめどなたでも区の契約担当窓口で閲覧できます。

閲覧場所: 財務部経理課契約係
教育委員会教育総務部教育総務課経理係

世田谷区公契約条例や労働報酬下限額
などの最新情報はホームページで！



世田谷区財務部経理課公契約担当
TEL.03-5432-2965 FAX.03-5432-3046